第六号様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第五条・第十条の二関係）

［様式　略］

第六号様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第五条・第十条の二関係）

［様式　略］

第６号様式（その２）記載要領

［１　略］

２　この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。

［３～14　略］

15　事業税の「㊹のうち見込納付額㊸」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）若しくは第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧法第72条の25第５項（令和２年旧法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［16～24　略］

第六号様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第五条・第十条の二関係）

［様式　略］

第６号様式（その３）記載要領

［１　略］

２　この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。

［３～16　略］

17　事業税の「㊿のうち見込納付額㊼」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）若しくは第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧法第72条の25第５項（令和２年旧法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［18～25　略］

第六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第十条の二関係）

［様式　略］

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第十条の二関係）

［様式　略］

第六号様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第五条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第六号様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第五条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第６号様式（その２）記載要領

［１　同左］

２　この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。

［３～14　同左］

15　事業税の「㊹のうち見込納付額㊸」の欄は、法第72条の25第３項若しくは第５項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は令和２年旧法第72条の25第５項（令和２年旧法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［16～24　同左］

第六号様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第五条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第６号様式（その３）記載要領

［１　同左］

２　この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。

［３～16　同左］

17　事業税の「㊿のうち見込納付額㊼」の欄は、法第72条の25第３項若しくは第５項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は令和２年旧法第72条の25第５項（令和２年旧法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［18～25　同左］

第六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第十条の二関係）

［様式　同上］